

静岡岡県知事選挙

投票日／5月26日(日)

投票時間／午前7時～午後8時

選挙権のある方

- ①平成18年5月27日以前に生まれ
た方
- ②令和6年2月8日以前に長泉町
に住居登録をして、引き続き住ん
でいる方

次の方も投票できます

■転入の場合

令和6年2月9日以降に県内の
市町から長泉町に転入した方
前任所地の選挙人名簿に登録さ
れている方は、県内各市町で発行
する「引続居住証明書」を提示す
ると、前任所地で投票ができます。

■転出の場合

令和6年2月9日以降に長泉町
から県内の市町へ転出した方
長泉町の選挙人名簿に登録され
ている方は、県内各市町で発行する
「引続居住証明書」を提示すると、
長泉町で投票ができます。

入場券を忘れずに

役場から郵送された「投票所
入場券(はがき)」は、当日忘れずに
指定の投票所へお持ちください。
万一、入場券をなくしてしまった
ときは、投票日当日、投票所で係員
に申し出てください。本人確認を
行い、入場券を再発行します。
※投票所へお越しの際は「マイナン
バーカード活用タクシー利用助成」
「障がい者タクシー利用券」を
ご利用ください。

身体の不自由な方

■点字投票

各投票所には点字器があります。

■代理投票

自分で投票用紙に字を書くこと
ができない方は、各投票所の係員
(投票補助者) が代わりに投票を
行います。係員は二人決められ、
一人が立ち会い、一人が代筆し
ます。

当日、投票に行けない方

■期日前投票ができます

投票日当日、仕事や旅行、冠婚葬祭
などで投票所へ行くことができな
い方は、「期日前投票」を行うこと
ができます。

※今回の選挙期間中に18歳になる
方は、17歳の時点では、不在者
投票のみを行うことができます。

期日前投票期間

5月10日(金)～25日(土)

午前8時30分～午後8時

投票場所／役場別館防災センター

■不在者投票ができます

不在者投票施設に指定された病院
などに入院・入所している方や、
仕事などにより長期間遠方に滞在
する方は「不在者投票」を行うこと
ができます。

また、身体に重い障がいなどが
ある方で、投票所に行くことがで
きない方は、「郵便等による不在者
投票」(自書できない方は、代理人に
よる記載も可能) ができます。
※事前にお問い合わせください。



投票上の注意

次の投票は無効となります。

- ①決められた投票用紙以外の紙で
投票した場合
- ②複数の候補者氏名を書いた場合
- ③候補者氏名以外を書いた場合
- ④候補者氏名をゴム印などを使い
自書しない場合

選挙公報をご利用ください

選挙公報は、5月15日(水)の新聞
朝刊に折り込むほか、新聞未購読
世帯は5月17日(金)に各戸に配布し
ます。

ただし、下長窪区・池田区・黄瀬川
西側の鮎壺区の世帯は、新聞への
折り込みは行わず、5月14日(火)～
16日(水)に各戸に配布します。

次の公共施設でも配布します。
配布施設／役場、南部地区セン
ター、ウエルピアながいずみ、
ベルフォーレ、コミュニティ
ながいずみ、福祉会館、いずみの郷、
パルながいずみ

※選挙公報は郵送でも配布が可能
です。でお申し出ください。

☎長泉町選挙管理委員会

(行政課内) 989-55500



▲町ホームページ